

東京都における家庭的養護の推進

資料 2

背景

- 都は、昭和48年に養育家庭制度を国に先駆けて創設して以来、一貫して子供の最善の利益を保証する視点から、家庭的養護の推進に取り組んできた。
- 国は、平成28年6月の児童福祉法改正で、「家庭と同様の環境における養育の推進」の理念を明確化。要保護児童については、養子縁組による家庭、里親家庭、ファミリーホームへの委託を原則とした。
- また、平成29年8月「新たな社会的養育のあり方に関する検討会」において「新しい社会的養育ビジョン」が示された。

これまでの検討経過

- 平成26年10月 児童福祉審議会提言
「社会的養護の新たな展開に向けて—家庭的養護・地域化の推進と切れ目のない支援」
- 平成27年4月 社会的養護施策推進計画
社会的養護における家庭的養護の割合を、平成41年までに、概ね6割とする。
- 平成28年11月 児童福祉審議会提言（平成28年11月）
「家庭的養護の推進について—家庭と同様の環境における養育の更なる推進にむけてー」
 - 提言 1 養育家庭等の登録拡大に向けた取り組みの強化
 - 2 委託の推進に向けた体制の強化
 - 3 養育家庭等への支援の充実
 - 4 養育家庭等の養育力の向上
 - 5 児童相談所における支援体制の強化
- ※その他、里親認定基準を引き続き検討すること等の意見あり。

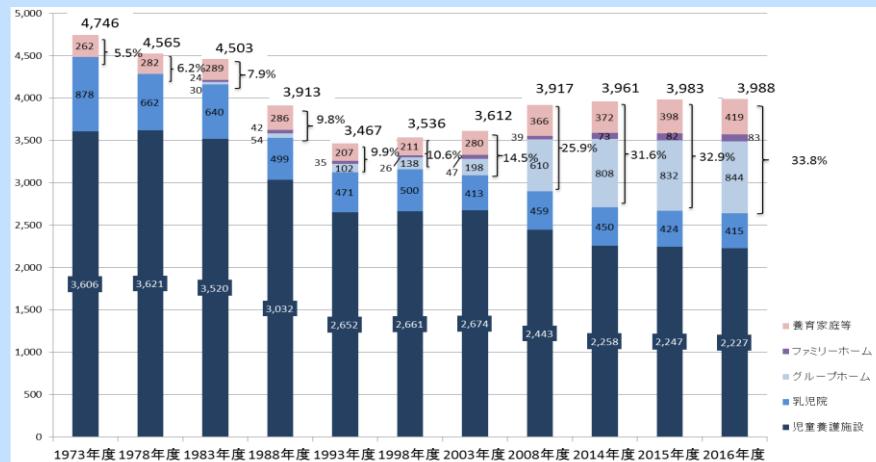
平成29年度の主な取組

- 新生児委託推進事業の推進
- チーム養育体制の整備
- 研修体系の再構築
- 里親認定基準見直し
目的
 - ◆養育家庭等の登録数の拡大・委託の推進
 - ◆家庭と子供を取り巻く様々な社会情勢の中、要保護児童への社会的養護の担い手として求められる里親の確保
 - ◆児童福祉法改正や「新しい社会的養育ビジョン」への対応

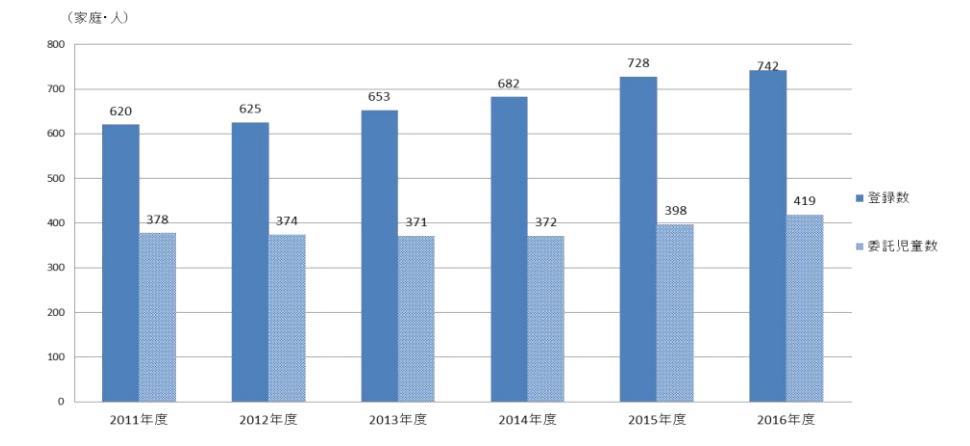
児童福祉審議会里親認定部会において検討

社会的養護の状況

都における社会的養護のもとで育つ児童の措置状況の推移



東京都の養育家庭等の登録数及び委託児童数の推移



*児童養護施設、乳児院は各年度3月1日現在、養育家庭等、ファミリーホームは各年度末現在
*養育家庭等は養育家庭、専門養育家庭、親族里親、養子縁組里親への委託児童数の合計
*福祉保健局調査

資料: 東京都福祉保健局 育成支援課
*養育家庭(ファミリーホームは除く)、専門養育家庭、親族里親、養子縁組里親の登録数および委託児童数
*登録数、委託児童数ともに各年度末現在